

小額工事の施行及び契約事務の適正化に関する要領

平成16年 4月 1日
制

改正 平成18年 4月 1日 平成23年 1月31日
平成25年 3月27日 平成30年 3月22日
令和 2年 3月31日

(趣 旨)

第1条 この要領は、一般財団法人札幌市住宅管理公社工事等施行要領（昭和52年11月18日制定。以下「工事等施行要領」という。）の適用を受けない工事（以下「小額工事」という。）の施行及び契約事務について、その適正化を図るために必要な事項を定める。

(小額工事の施行)

第2条 小額工事を施行する場合は、施行伺に設計内訳書等を添付するものとする。ただし、第5条第2項第2号及び第3号に該当するときは、設計内訳書等の一部若しくは全部の作成を省略することができる。

(工事担当者)

第3条 小額工事の施行に際しては、所属長は、あらかじめ工事担当者を指名するものとする。

2 工事担当者は、上司の命を受け、小額工事の設計に関する事項及び現場監督その他小額工事の施行に関する事項を担任し、小額工事の請負契約（理事長が別に定める約款を含む。以下同じ。）に定める監督員としての権限を行使する。

(契約の方法)

第4条 小額工事の請負契約は、随意契約の方法により締結することができる。

(見積書の徴取)

第5条 前条の場合において、3人以上から見積書を徴するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するときは、1人から見積書を徴することをもって足りるものとする。

- (1) 設計金額が10万円未満のとき
- (2) 緊急のとき、その他特別の事情があるとき
- (3) その他、指名委員会等が特に認めたとき

(見積書を徴する相手方の選定)

第6条 見積書を徴する相手方の選定は、一般財団法人札幌市住宅管理公社指名競争入札参加資格者等選定要領（昭和52年11月18日制定）第2条の規定に基づく選定小委員会において行うものとする。

(見積通知)

第7条 見積書を徴するときは、一般財団法人札幌市住宅管理公社契約事務取扱要領（昭和52年11月18日制定）第28条第3項の規定に基づき通知を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第5条第2項の小額工事においては書面によらないことができる。

(予定価格調書)

第8条 小額工事を施行する場合は、予定価格調書の作成を省略することができる。

(契約の締結)

第9条 契約の締結は、請書により行うことができる。ただし、設計金額が50万円未満の小額工事に係るものにあつては発注書により処理し、設計金額が10万円未満の小額工事に係るもので、工期が短く、かつ、確実に履行される見込みがあるものにあつてはこれらの書類の作成を省略することができる。

(着手)

第10条 小額工事の着手に当たっては、着手届の徴取を省略することができる。

(しゅん功等)

第11条 小額工事がしゅん功し、請負人からしゅん功届が提出されたときは、所属長は、検査員を指名して検査を行わせなければならない。

2 検査員は、検査の結果をしゅん功検査報告書により、上司に報告するものとする。

3 小額工事が検査に合格したときは、速やかに当該小額工事の受渡しを行わなければならない。

(工事等施行要領の規定の準用)

第12条 小額工事を施行する場合において必要があるときは、工事等施行要領の規定の一部又は全部を準用することができる。

(事務処理の特例)

第13条 小額工事の施行及び契約事務について、この要領により難い特別の事情があるときは、その都度理事長が定めるところにより、別段の処理をするものとする。

(委任)

第14条 この要領の施行について必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成16年 4月 1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成18年 4月 1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成23年 2月 1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成25年 4月 1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成30年 4月 1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和 2年 4月 1日から施行する。